

北海道告示第10182号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第2号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和4年（2022年） 2月15日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 免許の取消しをした年月日
令和4年（2022年）1月24日
- (2) 免許の取消しを受けた建築士の氏名
 - ア 氏名
田中 達昭
 - イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - ウ 登録番号
北海道知事登録第2281号
- (3) 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため。

- 2 (1) 免許の取消しをした年月日
令和4年（2022年）2月7日
- (2) 免許の取消しを受けた建築士の氏名
 - ア 氏名
西村 和信
 - イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - ウ 登録番号
北海道知事登録（釧）第1376号
- (3) 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため。

- 3 (1) 免許の取消しをした年月日
令和4年（2022年）1月26日
- (2) 免許の取消しを受けた建築士の氏名
 - ア 氏名
丸田 武
 - イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - ウ 登録番号
北海道知事登録第2762号
- (3) 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため。